



平成 30 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 アイエックス・ナレッジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 安 藤 文 男
(J A S D A Q ・ コード 9 7 5 3)
問合せ先 執行役員 経営企画本部長 石 井 嘉 範
電 話 0 3 - 6 4 0 0 - 7 0 0 0

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 19 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づく普通株式の売買単位を 100 株に統一する趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に引き下げを行うものです。

(2) 変更内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日 (効力発生日)

平成 30 年 4 月 1 日

(ご参考) 上記変更に伴い、平成 30 年 4 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所となります。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	<u>附則</u> 第 8 条の変更は、平成 30 年 4 月 1 日に効力が発生するものとし、同日をもって本附則を削除する。

(3) 効力発生日

平成 30 年 4 月 1 日

以 上